

使用済小型家電のリサイクルについて

1 経緯と目的

携帯電話やデジタルカメラなどの小型電子機器等（以下「小型家電」という。）には、鉄・アルミ・銅・貴金属・レアメタルといった有用金属が含まれています。これまで本市では、一部は不燃ごみとして埋め立て処理をし、それ以外の粗大ごみは南処理工場で破碎処理の後、金属チップ（鉄）をリサイクルしていました。

全国的にも大半の小型家電が埋め立て処理されているため、「都市鉱山」としてたびたび報道で取り上げられてきました。貴重な金属を埋め立てずに回収し、国内で資源として再利用する目的で、平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行されました。

本市でも、環境省が公募した平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（第二次）に応募して、26 年 1 月 24 日から小型家電のボックス回収を開始します。

2 実証事業について

市町村が実施する小型家電の回収体制の整備について、回収ボックスの製作費や市民への広報費用などの必要な経費を、国が市町村に代わって負担する事業です。

本市が 25 年 8 月に申請した事業計画は 9 月 12 日付けで採択され、26 年 1 月 24 日から 3 月 20 日まで実証事業として実施し、その後も事業を継続していきます。

2 事業計画の概要

市役所本庁舎、行政センター、総合福祉会館、ごみ処理施設等の公共施設 16 箇所に回収ボックスを設置して、市民の皆さんから家庭で使わなくなった小型家電を回収します。また、アイクルフェアの会場でも市民啓発を行いながら小型家電を回収します。

回収した小型家電は、適正なりサイクルを実施するとして国が認定した事業者へ引き渡し、中間処理施設で破碎・選別処理を行い、貴金属やレアメタルを含む有用金属を回収するなど、資源ごとにリサイクルを行います。（別添フロー図参照）

3 対象品目

①携帯電話・PHS、②スマートフォン、③電話機、④携帯ラジオ、⑤デジタルカメラ、⑥ビデオカメラ、⑦ポータブル DVD プレーヤー、⑧携帯音楽プレーヤー、⑨ IC レコーダー、⑩テープレコーダー（デッキを除く）、⑪補助記憶装置（ハードディスク、USB メモリ）、⑫電子辞書、⑬ゲーム機（据置型、携帯型）、⑭ポータブルカーナビ、⑮理容用機器（ドライヤー、電気かみそり、電動歯ブラシ）、⑯付属品（リモコン、AC アダプタ、充電器、電気コード）

以上 16 品目のうち、回収ボックスに投入できる大きさ（長辺が概ね 30 cm 未満）のものを対象とします。

4 回収見込み

①携帯電話・PHS、②スマートフォン	600 kg／年	
③～⑮の小型家電、⑯付属品	3,360 kg／年	(平成26年度見込み)

金属回収比率は中間処理の方法によって異なりますが、鉄 45～55%、アルミ・基板 約5%、プラスチック 40～45%、金銀銅滓 約1%です。

5 その他

市民への広報は、広報よこすかへの記事掲載、資源循環部ホームページ掲載の他、広報掲示板・駅構内のポスター掲示、チラシ回覧などにより周知・啓発を行います。

また今後は、回収量を増やすために、回収方法や回収対象品目の見直しについて検討していきます。

【 事業フロー図 】

